

第 55 回 徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

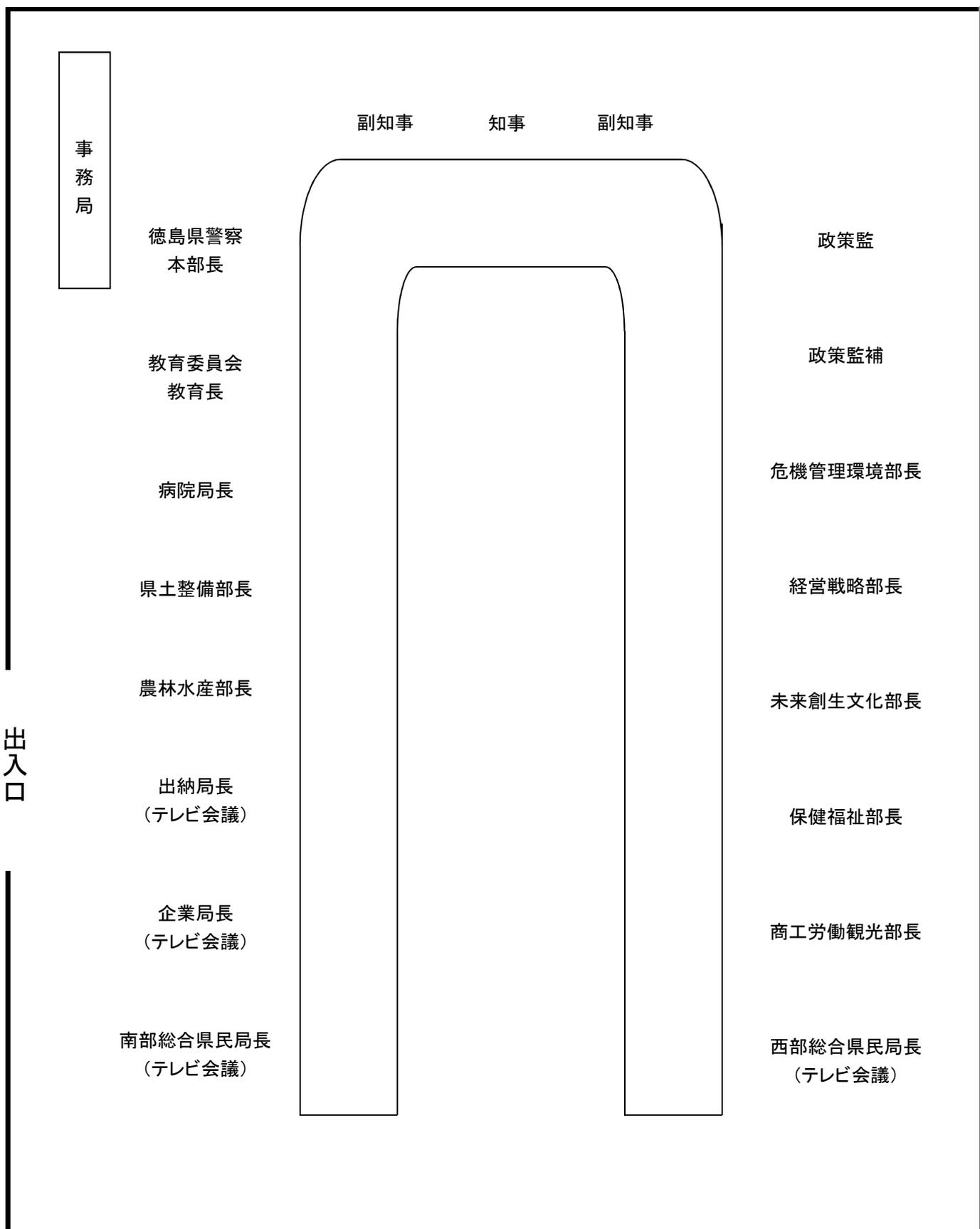
(徳島県新型インフルエンザ等対策本部会議)

日 時：令和 3 年 6 月 1 7 日 (木)
午後 5 時 4 5 分から
場 所：県庁 3 階 特別会議室

◎協議事項

「緊急事態宣言」の解除等を踏まえた本県の対応について

徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図

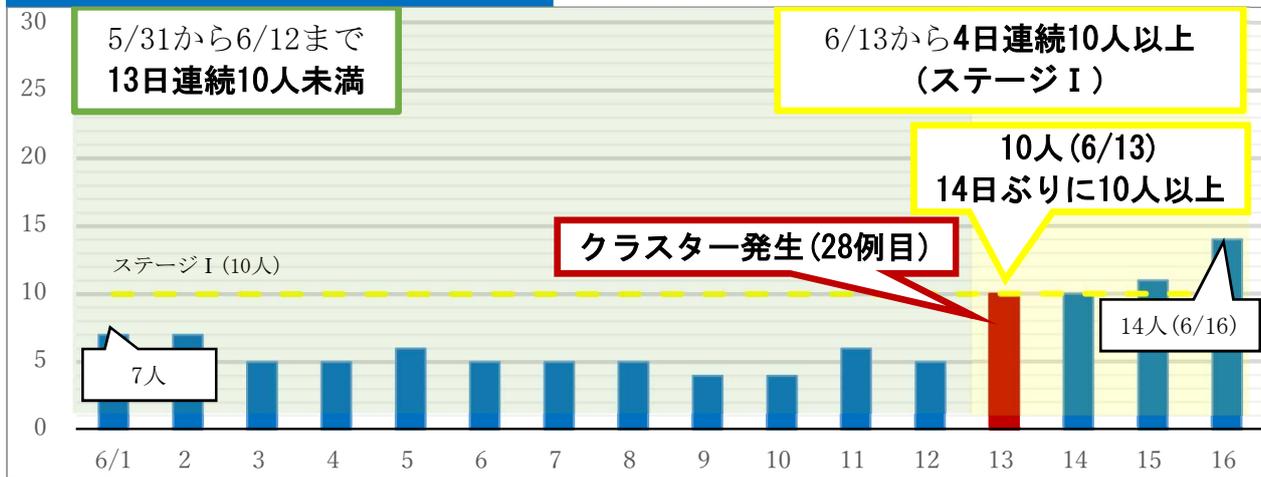


資料 1

令和3年6月17日
保健福祉部

1. 県内の感染状況（6月1日～16日）

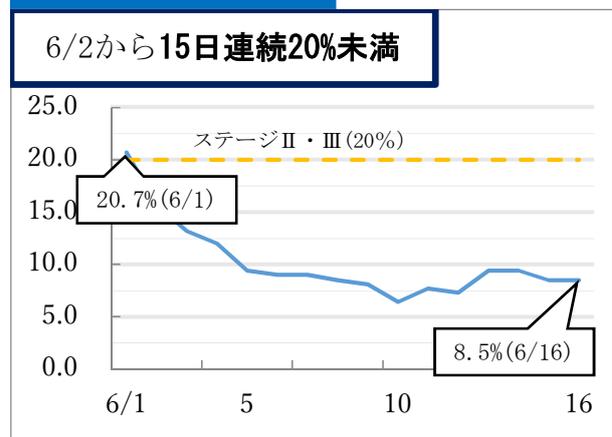
○直近1週間の新規感染者数の推移



○療養者数の推移



○病床使用率の推移



2. 「ワクチン接種」について

○6月11日に「医療従事者等向け・ワクチン接種」を完了(全国2番目)

○高齢者向け接種の状況

・供給状況

高齢者人口	接種回数	配送量 (7月4日まで)
242,908人	485,816回	541,905回

・接種状況(6月13日現在)

	接種人数	人口10万人あたり
1回目	97,036人	13,329人 (全国平均 9,807人)
2回目	20,246人	2,781人 (全国平均 1,747人)

6/17(木)時点

○ とくしまアラートに係る指標について

感染の状況		医療提供体制の負荷				監視体制		
①直近1週間 (6/10～6/16)の 新規報告者数	②感染経路 不明割合	③病床のひっ迫具合		入院医療		④療養者数 (参考) 検査件数	⑤PCR陽性率 (参考) 検査件数	
		(確保病床の使用率)	(入院率)	うち重症者用 (確保病床の使用率)	(参考) 宿泊療養施設 稼働率			
14人 うち、60歳以上 (2人)	21.4% (3/14)	8.5% (20/234)	100.0% (20/20)	0.0% (0/25)	0.0% (0/276)	20人 (入院:20人 宿泊療養:0人)	1,411件 先週の 検査件数1,371件	1.0% (14/1,411)

(参考)10万人あたり

1.92人

(14人 / 72.8万人 × 10万人)

(参考)10万人あたり

2.75人

(20人 / 72.8万人 × 10万人)

(参考)

(療養者数)	(入院者数) 20	(宿泊者数)	(宿泊療養者数) 0
20	(入院)	(調整中)	(入所待機者)
	20	0	0
			(自宅健康観察者数)
			0

(参考)とくしまアラート発動基準

ステージ	10人以上以上	30人以上以上	100人以上以上	170人以上以上
ステージ I	-	-	-	-
ステージ II	50%以上	(確保病床の使用率) 20%以上	(確保病床の使用率) 20%以上	-
ステージ III		(入院率) 40%以下	(入院率) 25%以下	140人以上以上
ステージ IV		(入院率) 25%以下	(確保病床の使用率) 50%以上	210人以上以上

※病床のひっ迫具合、療養者数は、

6月17日(木) 午前0時 現在

6月10日(木)

6月16日(水)

～

※直近1週間の新規報告者数、感染経路不明割合、検査結果を除外。

※陽性率は、具検査のみか、医療機関による検査結果を含む、民間検査会社による検査結果を除外。

なお、医療機関による検査数は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システムより得られた情報に基づく。

※とくしまアラートの発動基準としては、①～⑤の指標を総合的に判断してステージを決定する。

※地方部においては、特に、①「直近1週間の新規報告者数」、②「感染経路不明割合」を重視する。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更（案）

令和 3 年 月 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき期間を延長するとともに区域を変更することとし、令和 3 年 6 月 21 日から適用することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 25 日（沖縄県については、同年 5 月 23 日）から 7 月 11 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

沖縄県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の
全部を変更する公示（案）

令和 3 年 月 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 31 条の 4 第 3 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和 3 年 4 月 1 日）の全部を次のとおり変更し、令和 3 年 6 月 21 日から適用することとしたので、公示する。

記

(1) まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 20 日から 7 月 11 日までとする。(2) の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

- ・埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和 3 年 4 月 20 日から 7 月 11 日までとする。
- ・北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県については、令和 3 年 6 月 21 日から 7 月 11 日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 4 第 4 項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

(2) まん延防止等重点措置を実施すべき区域

北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とする。

(3) まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

デルタ株（インド株）をはじめとする「変異株」に備えた「第5波・早期警戒期間」の対策について

資料4

「緊急事態宣言」解除地域の「まん延防止等重点措置」への移行等に伴い、これらの地域からの人流の増加、例年人の交流が大きく増加する「お盆期間」等を控え、デルタ株（インド株）をはじめとする「変異株」による感染拡大の波を十分に警戒する必要があることから、本県では「第5波・早期警戒期間」として、次のとおり対策を実施する。

第5波・早期警戒期間：6月21日（月）～8月15日（日）

対象区域：徳島県全域

「第5波・早期警戒期間」の対策

国の施策と連動した取組

- 県内全域でのワクチン接種の加速化
- 「デルタ株（インド株）」に対応するサーベイランス検査体制強化

徳島県独自の取組

人流調査強化

- 繁華街や主要観光地等における人流変化のきめ細やかなモニタリングにより県外からの人の流れを見える化

戦略的なモニタリング検査の充実

- 【水際対策】
 - ・ 県外からやむを得ず帰省される方に対する事前PCR検査の受検支援
※オリンピックやお盆の時期をターゲット
- 【飲食店・宿泊施設】
 - ・ 県内全域の「飲食店」「宿泊施設」の従業員を対象に「定期（1週間に1回程度）」のPCR検査を無料で実施
 - ☆ガイドライン実践店ステッカー掲載店
 - ☆「とくしまコロナお知らせシステム」に登録
 - ☆検査協力店には「PCR検査協力店ステッカー」を配布
 - ・ 利用者に「コロナ対策三ツ星店」の積極的な利用を推奨
- 【施設におけるクラスター対策】
 - （クラスター発生防止）
 - ・ 面的モニタリング検査（抗原簡易キットの積極的活用）
 - ・ 学校の部活動で県外と往来した教員・生徒へのPCR検査
 - ・ 県大会に参加する教員・生徒へのPCR検査（事前または事後）
 - （クラスター封じ込め）
 - ・ 県内の学校・保育所・企業などにおいて、複数の感染者が発生した際に、PCR検査を幅広く実施することで、感染の早期発見・感染拡大の防止

とくしま
アラート

感染観察強化

ステージ
I変異株や人流の増加に
警戒を!第5波 8月15日まで
"早期警戒期間"

1 より一層の感染防止対策の徹底をお願いします

県民の皆様へ

- ▶ 都道府県境をまたぐ移動は一層慎重に判断
- ▶ 3密(密閉・密集・密接)の場面はもとより「2密・1密」についても回避
- ▶ 基本的対策(マスク着用、咳エチケット、うがい)の徹底を
- ▶ 飲食店・宿泊施設は、「コロナ対策三ツ星店」を利用
- ▶ ガイドライン実践店ステッカー
- ▶ PCR モニタリング検査協力店ステッカー
- ▶ とくしまコロナお知らせシステム

事業者の皆様へ

- ▶ 飲食店でのカラオケ設備の利用自粛をお願いします
- ▶ 従業員の体調管理を徹底し、有症状者の休暇取得や検査実施に協力を
- ▶ テレワークを推進し、出勤や出張は必要最小限に



2 以下の区域への移動は極力お控えください

緊急事態宣言対象区域

7月11日まで

沖縄県

まん延防止等重点措置区域

以下の県において各知事が指定する区域

※区域については各県のホームページ等で最新の情報をご確認ください

7月11日まで

北海道 埼玉県 東京都 千葉県 神奈川県
愛知県 京都府 大阪府 兵庫県 福岡県

上記以外の区域との往来についても、ご家族やご友人とも相談して慎重にご判断ください。

3 「第5波・早期警戒期間」においては、以下の取組を実施します

- PCR モニタリング定期検査 「ガイドライン実践店ステッカー」、「とくしまコロナお知らせシステム」に登録済みの飲食店、宿泊施設を対象に定期的なPCR検査を無料で実施
- 面的モニタリング検査 学校や企業などで複数の感染者が発生した場合にPCR検査を実施
- 人流調査の強化 繁華街を中心とした人流調査のきめ細やかなモニタリングにより県外からの人の流れを「見える化」